

達示第21号

令和7年6月9日

広島拘置所長

死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、別紙のとおり定める。

なお、令和3年10月11日付け達示第18号「「死刑確定者処遇規程」の制定について」は、廃止する。

別紙

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者に対し、適切な処遇を行うことを目的とする。

(告知)

第2条 この規程は、死刑判決確定通知書が当所に送達され、死刑判決が確定した旨の告知を受けた者に適用する。

2 前項の告知は、矯正処遇部長が確定後、速やかに行うものとする。ただし、矯正処遇部長が不在の場合、首席矯正処遇官（矯正処遇担当）（以下「矯正処遇首席」という。）がこれを行うものとする。

(準拠規程)

第3条 死刑確定者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）その他関係法令並びに当所が定める未決拘禁者生活心得及び未決拘禁者遵守事項、当該死刑確定者個々に定める処遇基準及びこの規程に定めるところによる。

なお、この達示に定めのない事項は、関係法令や他の達示・指示等に特別の定めがない場合には、その性質に反しない限り、未決拘禁者と同様の取扱いとする。

(処遇の原則)

第4条 死刑確定者の処遇に当たっては、法第32条に定めるとおり、その者が心情の安定を得られるよう留意するとともに、必要に応じ民間の篤志家の協力を求める。

(処遇の態様)

第5条 死刑確定者の処遇は、運動、入浴、面会、健康診断、診察その他居室において行うことが困難なものを除き、昼夜、居室において行うものとする。

2 前項の処遇及びこれに伴う連行は、原則として単独で実施するものとする。

3 死刑確定者を収容する居室は、単独室とし、おおむね■■■■に1回、転室させるものとする。

4 死刑確定者を収容する居室は、当該死刑確定者を所管する統括矯正処遇官（以下「所管の統括」という。）が指定することができる。ただし、医療上又は処遇上などのやむを得ない理由から、同一の居室に■■■■以上収容する必要がある場合は、視察表にその理由を記載した上で当職の判断を仰ぐものと

する。

(清潔義務に係る指導)

第6条 居室棟担当職員は、死刑確定者の身体、着衣及び所持品並びに居室について、汚染又は汚損を認めた場合には、所管の統括に報告の上、当該死刑確定者に対しその是正を指導するものとする。

(洗濯等)

第7条 死刑確定者から下着（シャツ、パンツ、靴下）以外の自弁衣類の洗濯の願い出があった際、交付（宅下げ）する適当な者がいないなど、やむを得ない事情が認められるときは、無料洗濯を認めることができる。

2 死刑確定者から自弁寝具の洗濯の願い出があった場合は、交付（宅下げ）する適当な者がいないなど、やむを得ない事情が認められるときは、当所において洗濯が実施可能な場合に限り、認めることができる。

3 死刑確定者から自弁衣類及び寝具について、補修の願い出があった場合は、交付（宅下げ）する適当な者がいないなど、やむを得ない事情が認められるときは、当所において補修可能な場合に限り、認めることができる。

(衣類)

第8条 居室内で所持させる衣類等は、未決拘禁者に準ずる。

(誕生日会)

第9条 誕生日の属する月には、誕生日会を実施する。

2 誕生日会には、嗜好品を支給するものとする。

3 誕生日会は、単独で実施する。

(余暇活動の援助等)

第10条 死刑確定者には、法第39条に定める活動として、必要に応じ、次の各号の援助を与えることができる。

(1) ビデオ鑑賞

(2) 囲碁、将棋の使用

(3) 描画、書道、写経、短歌、俳句などの活動に必要な用具の使用（用具は購入品に限る。）

(4) 自己契約作業

(嗜好品等の購入)

第11条 購入することができる食料品、飲料及び嗜好品の種類は、未決拘禁者に準ずる。

(戸外運動)

第12条 戸外運動は、単独で実施する。

(入浴)

第13条 死刑確定者の入浴は、単独で実施する。

2 前項の入浴は、首席矯正処遇官（企画調整担当）（以下「企画調整首席」という。）が指名した2名以上の職員の立会をもって実施する。

(調髪)

第14条 死刑確定者の調髪は、単独で実施する。

2 男子の死刑確定者の調髪はおおむね2月に1回以上、女子の死刑確定者の調髪はおおむね3月に1回以上、行うことを許すものとする。

3 調髪は、当所の理髪係受刑者が調髪することが可能な髪型の中から死刑確定者の希望をしん酌して行うものとする。ただし、死刑確定者が他の者に感染するおそれのある病気になり患した場合において、医療上調髪する必要がある場合は、髪型の希望は聴取しない。

4 男子の死刑確定者のひげそりは、死刑確定者がこれを行いたい旨申し出た場合、官給品の電気かみそりを貸与し、居室内で行わせるものとする。ただし、自弁の電気かみそりを所持している者には、官給品の電気かみそりを貸与しないものとする。

5 女子の死刑確定者の顔そりは、死刑確定者がこれを行いたい旨申し出た場合、官給品の電気かみそり（婦人用）を貸与し、居室内で行わせるものとする。ただし、自弁の電気かみそり（婦人用）を所持している者には、官給品の電気かみそりを貸与しないものとする。

6 前項の顔そりは、1月に1回以上、行うことを許すものとする。

(教誨)

第15条 死刑確定者の願い出に基づく宗教上の教誨（以下「教誨」という。）は、原則として、個人教誨として行うものとする。

なお、死刑確定者にとって有益と認める場合は、集合教誨を実施することができる。

2 教誨は、当所が依頼した教誨師が行うものとする。

3 教誨は、講堂において行うものとする。ただし、矯正処遇首席が特に必要と認めた場合には、矯正処遇首席が指定する場所でこれを行うことができる。

(篤志面接委員による面接等)

6 保管私物の総量検査は、別途定める指示に基づき、実施するものとするが、同検査は、検査責任者（所管の統括）及び検査補助者（主任矯正処遇官又は副看守長以上の職員）が立会するものとする。

（外部交通の相手方の届出）

第21条 死刑確定者の面会及び信書の発受の許否の判断を円滑に行うため、死刑判決が確定したとき及び必要と認めるときに、面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について、所定の事項を届け出るよう求めるものとする。

2 前項の相手方の届出の様式は、別に定める。

（外部交通の相手方）

第22条 死刑確定者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、原則として、これを許すものとする。

（1）本人の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）

（2）婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の本人の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

（3）面会により本人の心情の安定に資すると認められる者

2 死刑確定者に対し、原則として、次に掲げる信書を発受することを許すものとする。

（1）本人の親族との間で発受する信書

（2）婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の本人の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため発受する信書

（3）発受により本人の心情の安定に資すると認められる信書

3 第1項第2号に掲げる者とは、次の各号のいずれにも該当する場合であることに留意しなければならない。

（1）面会の目的が、「死刑確定者の用務」の処理であること。

（2）面会に係る「死刑確定者の用務」が、重大な利害にかかわるものであること。

（3）「死刑確定者の用務」の処理のため、その者と面会することが必要であること。

4 前項第2号に掲げる者には、例えば、次に掲げる者が該当すると考えられ

ることに留意しなければならない。

- (1) 死刑確定者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者又は婚姻、親権、子の養育、相続等の調整等のため相談することが必要な者
 - (2) 死刑確定者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者又は民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士等
 - (3) 死刑確定者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者又は当該死刑確定者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者
- 5 公的機関の職員との公用を理由とする面会については、第1項第2号に該当するものとして、原則としてこれを許すものとする。
- 6 第1項第3号に掲げる者のうち、心情の安定に資すると認められる者とは、例えば、死刑確定者の心情の安定に資すると認められる助言、講話等を行う宗教家が該当すると考えられることに留意しなければならない。
- 7 第2項第2号又は第3号に掲げる信書に該当するか否かを判断する場合には、第1項ないし第3項の規定に定める観点と同様の観点から考慮しなければならない。
- 8 死刑確定者に対し、第1項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。
- 9 死刑確定者が第2項各号に掲げる信書以外の信書の発受について、その発受の相手方との交友関係の維持その他その発受を必要とする事情があり、かつ、その発受により当所の規律及び秩序を害するおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。
- 10 前2項の規定により面会又は信書の発受を許すことができる場合の判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに、面会又は信書の発受の目的、相手方の身上、死刑確定者と相手方との関係、死刑確定者の心情に与える影響等を考慮し、その許否を決定するものとする。

(処遇上の留意事項)

第23条 死刑確定者を処遇するに当たっては、特に次の事項に留意しなけれ

ばならない。

- (1) 動静視察は頻繁かつ綿密に行い、心情の把握に努めること。
- (2) 運動、入浴、面会、行事等の通常認められている動作時限以外の事由で居室外へ連行する場合は、企画調整首席又は矯正処遇首席の許可を得ること。
- (3) 居室扉は 2 名以上の職員の立会いで開扉すること。この場合、死刑確定者が居室内に座っていることを確認してから開扉すること。
- (4) 死刑確定者を運動、入浴及び面会等で居室外へ連れ出す際は、2 名以上の職員で連行すること。

なお、夜間又は休庁日に診察、反則調査等のため居室外に連行する場合は、監督当直者にその旨を報告して指示を受け、複数の職員で対応すること。

- (5) 就寝時に保管私物や給貸与物品を所定外の位置に置くなどして、視察が困難な状況を認めた場合は、放置することなく指導を行い、当該物品を移動させること。
- (6) 処遇に関わる職員は、死刑確定者が普段の嗜好とは異なる購入の態様（同じ物品を複数回購入することを含む。）を示す、自弁物品の購入、信書の発受又はビデオの視聴など、これまで欠かさず実施していたことを突然行わなくなる、職員の面接を理由もなく拒否するなど、特異な動静を認めるときは、ちゅうちょすることなく、その旨を所管の統括に報告し、同報告を受けた所管の統括は当該死刑確定者の居室検査や面接を行い、心情把握に努め、必要に応じ適切な措置を講ずること。

- 2 死刑確定者の動静に特異な点が認められた場合には、速やかにその状況を所管の統括（夜間又は休日は監督当直者）に報告するものとする。
- 3 所管の統括（夜間又は休日は監督当直者）は、前項の報告を受けた場合、不測の事態の防止のため、自弁の物品の一時保管等必要な措置を講ずるものとする。